



賃貸住宅総合保険2017

みんなの 部屋保険

G3



SBI 日本少短

みんなの 部屋保険

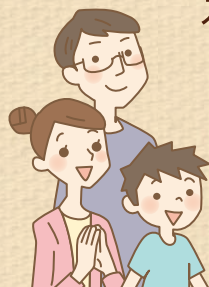
G3

って…どんな保険？

※「みんなの部屋保険 G3」は、当社の「賃貸住宅総合保険2017」の愛称です。

アパートやマンションなどの賃貸住宅にお住まいの方専用の保険です。
火災・盗難・漏水などの事故により、
お持ちの家具や家電製品など大切な家財に生じた損害を補償し、
オーナーや他の入居者などに対する賠償責任にもしっかりと対応できます。

つまり、賃貸生活でのさまざまなリスクから
入居者をお守りするための…



みんなの 部屋保険 G3



です。

下記フリーダイヤルで承ります。

事故受付センター

万一、事故が
発生したときは…

まずご連絡ください。いつでも、どこか
らでも専任スタッフが対応します。

0120-308-838

保険金の
ご請求は…

専任スタッフが、迅速できめ細かい対応・
相談を行い、速やかな事故解決と保険金
支払いに努めます。

24時間365日対応

苦情・ご相談については、下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

引越しにともなうご解約や住所の変更などは、下記フリーダイヤルまで
ご連絡ください。解約の場合、ご契約者様名義の口座情報をご用意ください。

カスタマー
センター

0120-080-828

受付時間 平日(月～金) 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始はお休みをいただいております。)

異動解約
センター

0120-071-161

受付時間 平日(月～金) 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始はお休みをいただいております。)

取扱代理店

SBI 日本少額短期保険株式会社

近畿財務局長(少額短期保険)第3号

〒530-0011 大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪 タワーB 13F
https://www.n-ssi.co.jp E-mail:info@n-ssi.co.jp

みんなの部屋保険 G3

家財

まさかの災害にあったとき、
あなたの家財の損害を補償する

大切な家財が火災や破裂・爆発、水濡れ、盗難などで損害を受けたときに保険金をお支払いします。



火災



落雷



破裂・爆発



風災、ひょう災、雪災



落下、飛来、衝突



水濡れ



騒じょう



盗難



床上浸水



雨漏り

賠償責任

さまざまなリスクから
あなたを守る

火災や破裂・爆発などの事故により貸主に与えた損害または賃貸住宅での生活上の事故で他の入居者などに損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負ったときに保険金をお支払いします。

借家人賠償責任保険金

火災、破裂・爆発、被保険者の死亡などで借戸室に損害を与え、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負ったときに、保険金をお支払いします。



個人賠償責任保険金

借戸室の使用または管理に起因する偶然な事故による他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者がその他人に対して法律上の損害賠償責任を負ったときに、保険金をお支払いします。



ご注意 自転車事故などによる損害賠償責任は補償されません。

この特約の支払限度額は**保険証券記載金額**です。同一事故で借家人賠償責任と個人賠償責任が同時に発生して合計額が支払限度額を超えた場合には、支払限度額をそれぞれ比例按分した額でお支払いします。

費用

災害時の思わぬ出費をカバーする

残存物取片付費用保険金

損害を受けた保険の目的の残存物の取り片づけに必要な費用に対して保険金をお支払いします。

失火見舞費用保険金

火災、破裂または爆発を借戸室から発生させ、損害が生じた戸室または建物に入居する第三者の所有する動産に損害を与えた場合の見舞金などの費用に対して保険金をお支払いします。

修理費用保険金

所定の事故により借戸室に損害が生じた場合に、被保険者が貸主との契約に基づき負担した修理費用に対して保険金をお支払いします。

被災転居費用保険金

損害保険金または水害保険金が支払われ、かつ、借戸室が半損以上となった場合に、転居のために新たに賃貸住宅を賃借する費用に対して保険金をお支払いします。

盗難転居費用保険金

借戸室内への不法侵入があり、かつ、盗難保険金が支払われる場合に、転居のために新たに賃貸住宅を賃借する費用に対して保険金をお支払いします。

臨時宿泊費用保険金

火災、盗難、水災などの事故による飲用水、電気またはガスの供給停止などの結果、借戸室に居住できなくなった場合の臨時宿泊費用に対して保険金をお支払いします。

再発防止費用保険金

損害保険金または凍結した水道管の修理費用保険金が支払われる場合に、その事故の再発を防止するために必要かつ有益な費用に対して保険金をお支払いします。

損害防止費用保険金

火災、落雷、破裂または爆発による事故で消火剤の薬剤など、損害の発生および拡大の防止のために有益な費用に対して保険金をお支払いします。



保険金支払いの事例

みんなの部屋保険G3

は、こんなときに活躍します。

上階の部屋で発生した火災の消火活動のため、借戸室の家財が水浸しになった。



家財損害保険金 **¥1,000,000**

残存物取片付費用保険金 **¥50,000**

※火災の消火活動による水漏れや破損についても補償対象となります。

外出中に洗濯機の給水ホースが抜け落ちて水が噴出し、自室が水浸しとなり、階下の部屋にも大きな被害が出た。



借家人賠償責任保険金 **¥800,000**
(自室の損害)

個人賠償責任保険金 **¥1,500,000**
(階下の損害)

※貸主への賠償として建物の修理費用を、階下の入居者への賠償として家財などの損害を補償します。

窓ガラスを割って空き巣が入り、戸棚から現金10万円とバッグを盗まれた。



盗難保険金 (現金) **¥100,000**

(バッグ) **¥30,000**

窓ガラス修理費用 **¥25,000**

※通貨は保険の目的に含まれませんが、盗難事故についてのみの補償対象となります。

※警察へ盗難被害の届出しを受理されたことが条件です。

熱割れ現象によりガラスが割れた。



ガラス交換費用 **¥30,000**

※熱割れを含む偶然な事故による借戸室内のガラスの破損を補償対象とします。

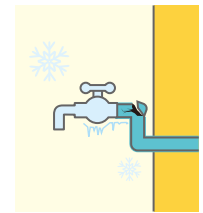
玄関ドアのシリンダーに異物を詰められた。



シリンダー交換費用 **¥20,000**

※1保険期間中1回限りです。

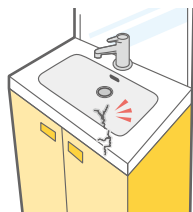
専用水道管が凍結により破損した。



水道管修理費用 **¥80,000**

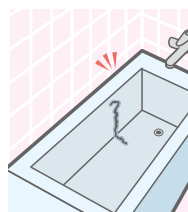
※解氷費用も補償対象です。

化粧ビンを落としてしまい、洗面台が破損した。



洗面台交換費用 **¥50,000**

掃除中に転倒し、誤って浴槽を破損させてしまった。



浴槽修理費用 **¥150,000**

トイレ内で転倒し、誤って便座を破損させた。



便座交換費用 **¥30,000**

自分で守るしかない“類焼損害”

お隣さんの寝タバコが原因で火災が発生、借戸室の家財が燃えて、消火活動の放水で水浸しに! 「一体、どうしてくれる!!」と思っても、「失火の責任に関する法律」により、お隣さんに損害賠償請求はできません。結局、自分の財産は自分で守るしかないのです。

水漏れ事故で“大きな被害”

洗濯機の排水ホースの接続不良、お風呂や台所での水の出っ放しなど、水漏れ事故は意外に多く発生しています。階下の人や貸主に多大な迷惑をかけるばかりか、その損害は当然弁償しなければなりません。階下が店舗や事業所なら、賠償請求額はさらに大きくなります。

お部屋の破損や汚損の“賠償責任”

普段どれだけ気を付けていても、ちょっとした不注意でお部屋の壁に穴を開けてしまったり、化粧ビンを落として洗面台を壊してしまったりすることはあります。このようなお部屋の損害は、賃貸借契約上、貸主に対して賠償義務が発生します。

「安心をありがとう」

あなたの笑顔が、私たちの誇りです。

入居者の方、オーナー、そして不動産業者の方、
 すべての方にとっての「ありがたい」を考えた保険をお届けしたい。
 もしものときの安心感、まかせられる信頼感を。
 けれども、いちばんの願いは「何も起こらないこと」それだけです。

■ 保険金のお支払いについて ■

補償	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
主契約	家財 次の事故により家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。 ●火災(火災の消火活動による水濡れの損害を含みます。) ●落雷 ●破裂・爆発 ●風災、ひょう災、雪災 ●借戸室の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊 ●給排水設備に生じた事故または借戸室以外の戸室で生じた事故にともなう漏水、放水または溢水による水濡れ ●騒じょうおよびこれに類似の集団行動にともなう暴力行為もしくは破壊行為 ●雨漏り ●盗難による盗取、損壊または汚損 ●通貨の盗難 ●預貯金証書の盗難(預貯金口座から現金が引き出された場合) ●水災(借戸室が床上浸水となった場合)	●保険契約者、被保険者の故意、重大な過失、法令違反 ●貴金属、時計、宝玉、宝石およびこれらに類する物ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の再調達価額が30万円を超える物の損害 ●通貨、電子マネー、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、印紙、切手その他これらに類する物の損害 ●借戸室外にある間に生じた事故による損害 ●自然の消耗や電気器具などの故障 ●地震、噴火、津波を原因とする損害
	修理費用 次の事故により借戸室に損害が生じた場合の修理費用を保険金としてお支払いします。 ●火災、破裂、爆発などおよび盗難により借戸室に生じた損害 ●凍結により専用水道管に損害が生じた場合の専用水道管の修理費用・解体費用 偶然かつ突発的な事故により借戸室に損害が生じた場合の修理費用を保険金としてお支払いします。 ●ガラスに損害が生じた場合の修理費用 ●カギ・シリンダーに損害が生じた場合の修理費用※1保険期間中1回限りとなります。 ●借戸室内の洗面台に損害が生じた場合の修理費用 ●借戸室内の浴槽に損害が生じた場合の修理費用 ●借戸室内の便器・便座・便蓋に損害が生じた場合の修理費用 ●その他の事故により借戸室に損害が生じた場合の修理費用 ●電氣的または機械的の事故により特定付属設備に損害が生じた場合の修理費用	●壁、柱、床、はり、屋根、階段などの建物の主要構造部にかかわる損害 ●玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣根、給水塔などで借戸住宅居住者の共同の利用に供せられるもの ●パッキングのみに生じた損害 ●カギ自体の紛失および損耗などに関する損害
特約	借家人賠償責任 次の事故により借戸室に損害を与え、貸主に対し法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。 ●火災 ●破裂・爆発 ●借戸室内で生じた漏水、放水または溢水による水濡れ ●被保険者の死亡※1保険期間中1回限りとなります。	●保険契約者、被保険者の故意による損害 ●左記以外の事故によって滅失、き損、汚損した場合 ●建物の瑕疵(かし)によって生じた損害
	個人賠償責任 被保険者が次のいずれかの法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。 ●借戸室の使用または管理に起因する偶然な事故による他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者がその他人に対して負担する法律上の損害賠償責任 ●借戸室の属する建物の敷地内における被保険者の日常生活に起因する偶然な事故による借戸室の属する建物の損壊について、被保険者が借戸室の属する建物の所有者に対して負担する法律上の損害賠償責任	●保険契約者、被保険者の故意による損害 ●被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任 ●被保険者相互間で発生した事故による身体の障害または財物の損壊に起因する損害賠償責任 ●被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任

※詳しくは普通保険約款ならびに特約条項をご参照ください。

■ 補償内容などについて ■

保険の目的

被保険者が所有し、借戸室内に収容されている家財です。

補償の対象とならない家財

- 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。)、船舶(ヨット、モーターボードおよびボートを含みます。)、および航空機その他これらに類する物ならびにこれらの付属品
- 通貨、電子マネー、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、印紙、切手その他これらに類する物
- 貴金属、時計、宝玉、宝石およびこれらに類する物ならびに書画、骨とう、彫刻物、その他の美術品で、1個または1組の再調達価額が30万円を超える物
- 義歯、義肢またはコンタクトレンズ、メガネ、かつら、医療用機器その他これらに類する物
- 動物および植物などの生物
- 稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
- テープ、カード、ディスク、ドラムなどのコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物 ●電動車椅子その他これらに類する物

当社の「賃貸住宅総合保険2017」についてのご注意

- この商品は当社独自のものであり、他の損害保険会社または少額短期保険会社などのものとは異なります。ご契約に際しては、補償内容・条件などを十分にご確認ください。
- この商品は、地震による損害を一切補償していません。
- 当社の商品は、保険業法に定める保険契約引受上の制約(保険金額の制限、被保険者数など)を受けるため、ご契約のお申し込みをいただいてもお引き受けできない場合があります。

ご契約の際に、ご確認いただきたいこと

- ご契約時にお渡しする「重要事項説明書」は必ずお読みください。「保険金額の決め方(引受条件)」や「保険料について」、「保険金をお支払いできない主な場合」などにはお客様にとって不利益となる情報も含まれていますので、特にご注意ください。
- 保険金額が過大とならないように、ご家族の構成や借戸室の間取りなどに見合った適正な保険金額をお決めください。